

議決権行使結果に対する分析・対応について

日本郵船株式会社（以下、「当社」）は、2019年6月19日開催の第132期定時株主総会において、第2号議案「取締役8名選任の件」を上程いたしました。当該議案は可決されましたが、うち内藤忠顕、長澤仁志、吉田芳之、高橋栄一の取締役4名の選任につきましては、賛成率がそれぞれ72.02%、78.35%、89.52%、85.38%に留まりました。

当社はこの結果を真摯に受け止め、コーポレートガバナンス・コード（補充原則1-1①）に則り、反対の理由を整理し、今後の対応策について検討いたしましたので下記の通りご報告いたします。

記

1. 反対の主な要因

業績低迷に伴う自己資本利益率（ROE）の低下、及び当社の100%子会社である日本貨物航空において2018年度に生じた不適切な整備問題、以上2つの事柄が一部の株主の皆さまからご支持をいただけなかった主な要因であると捉えています。

2. 今後の対応

当社は中期経営計画に沿って業績回復に向けた取り組みを継続するとともに、コンプライアンスの徹底、またコーポレートガバナンスの実効性向上にも継続的に取り組んでまいります。

当社は今後とも株主・投資家の皆さまからご理解とご支援をいただけるよう、対話を続けてまいります。

注：「コーポレートガバナンス・コード補充原則1-1①」

1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

以上